

重度心身障害児（者）医療費補助制度対象者の拡充を求める意見書

重度心身障害児（者）医療費補助制度は、重度心身障害児（者）に対し、その重度な障害であるがゆえに安定した所得の確保が困難なため、安心して受療できるよう、和歌山県並びに各市町村が実施してきた補助制度であります。

しかしながら、近年の高齢化の影響等による対象者数の増加等もあいまって、平成18年8月に本県では補助金交付要綱が改正され、若年のうちに重度障害を負った者との生活状況等の相違をはじめ、老人保健法等の医療制度に基づく一定の助成があること等を理由に、65歳以上で初めて重度障害を負った者は、本制度の対象から除外されることとなりました。

現在、自立支援医療等の各医療費制度等が改編されている中で、重度障害者にとって医療費は大きな負担であり、とりわけ長期にわたり継続的に加療を要する人工透析患者にあっては、将来にわたる医療費負担への不安は拭えません。

しかるに、このような重度障害者が安心して受療できる体制づくりの必要性を十分認識しているものの、財政状況が厳しい各市町村において、単独の補助制度を実施することは極めて困難な状況にあるのが実情です。

よって、次の措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

重度心身障害児（者）医療費補助制度において対象除外となっている65歳以上の新規人工透析導入患者について、同制度を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月26日

田辺市議会

(提出先)

和歌山県知事